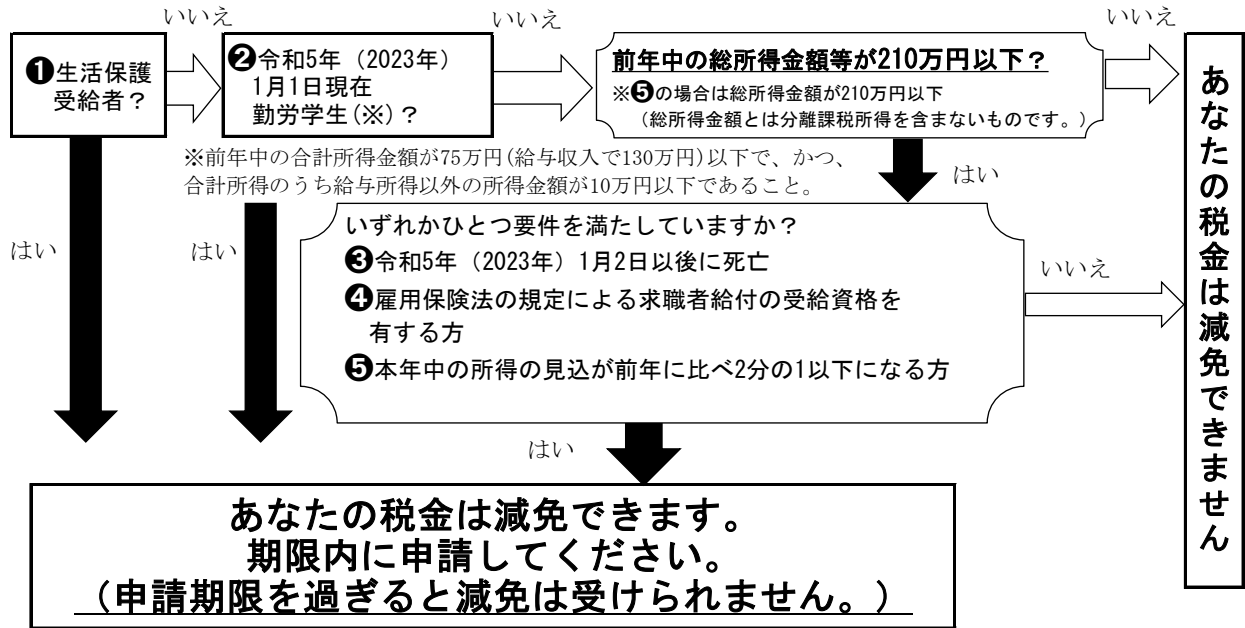


**手続きはお早めに！  
市民税・県民税減免制度**

本市では、「市民税・県民税の減免制度」を実施しています。  
該当すると思われる方は、添付(提示)書類をご持参の上、  
必ず**期限内**に東海市役所税務課にて申請してください。  
**※申請期限を過ぎると減免は受けられません。**

**認定までのチェックポイント**

表中の「本年」は令和5年(2023年)、  
「前年」は令和4年(2022年)のことをいいます。



	申請期限	添付(提示)書類	認定による減免額	
①の場合	イ又はロのいずれか遅い日 イ. 該当することとなった日以後最初に到来する納期限(注) ロ. 要件を満たした日から30日を経過した日		受給中はおさめるべき各納期の税額全部	
②の場合	該当することとなった日以後最初に到来する納期限(注)	学生証又は在学証明書	税額全部	
③の場合	①と同じ		死亡後に納めるべき税額全部	
④の場合	①と同じ	○雇用保険受給(特例)資格者証 ○受給期間延長通知書	受給中は納めるべき各納期の税額	
⑤の場合	該当することとなった日以後最初に到来する納期限(注) ※⑤の要件について、本年中の所得の見込額をより明確にするため、出産・育児により退職された方を除き、原則10月以降第4期の納期限(令和6年1月31日)までに手続きにお越しく下さい。  (注) 納期限(普通徴収の場合) 第1期…令和5年 6月30日 第2期…令和5年 8月31日 第3期…令和5年 10月31日 第4期…令和6年 1月31日	○本年分の源泉徴収票  ○申請時以降、働く予定のある方は、給与支払者の給与支払予定額証明書  ○所得税の予定納税者は、減額承認通知書(税務署発行)の写し	本年中の所得の見込額が525,000円以下	総所得金額に対する所得割額の100分の50
			本年中の所得の見込額が525,000円超105万円以下	総所得金額に対する所得割額の100分の30

減免申請後、減免理由が消滅した場合には、直ちにその旨申告してください。